記者発表資料

平成 26 年 7 月 9 日
北上川下流河川事務所

がんばろう！東北

河川敷に悪質な不法投棄（枝・刈草）を発見
～警察に通報し現地立会します～

7月8日（火）13時20分頃、松島町幡谷字検行地先の吉田川右岸に、枝･刈草等の投棄を河川巡視員が確認し、塩竈警察署に通報しました。7月10日（木）10時より警察と現地立会を実施します。
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。
①発見日時　7 月 8 日（火）13 時 20 分頃
（鳴瀬出張所河川巡視員が発見）
②発見場所　松島町幡谷字検行地先　別添参照
（吉田川堤防上）
③投棄状況　枝や刈草等
④現地立会　塩竈警察署　7 月 10 日（木）10 時より立会
⑤そ の 他　前回巡視の 7 月 4 日（金）には確認されず

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

北上川下流河川事務所記者発表資料はホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス【http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu//】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼８０
電話　０２２５－９５－０１９４（代表）

技術副所長　佐藤（さとう）　正明（まさあき）　（内線２０５）

管理課長　大平（おおだいら）　知秀（ともひで）　（内線３３１）

別　添

位置図・投棄状況写真

枝や刈草など